

熱海市駐車場事業特別会計条例を廃止する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第5号

熱海市駐車場事業特別会計条例を廃止する条例

熱海市駐車場事業特別会計条例（昭和41年熱海市条例第3号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の熱海市駐車場事業特別会計条例による熱海市駐車場事業特別会計（次項において「廃止会計」という。）に係る平成30年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。
- 3 廃止会計に属する決算剰余金その他の財産は、平成31年度以後の熱海市一般会計が引き継ぐものとする。